

株 主 各 位

東京都新宿区市谷台町12番2号
株式 日本エム・ティ・エム
会社
代表取締役社長 大 川 正 男

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
- 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 扇
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 目 的 事 項
報 告 事 項
 - 第48期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第48期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役10名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jndm.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当企業集団の当連結会計年度における売上高は18,083百万円（前連結会計年度比1,354百万円増、同8.1%増）、営業利益2,644百万円（前連結会計年度比409百万円増、同18.3%増）、経常利益2,581百万円（前連結会計年度比373百万円増、同16.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,164百万円（前連結会計年度比180百万円増、同9.1%増）となりました。

主な要因は次のとおりであります。

売上高は、日本国内において2019年4月に段階的な償還価格の引下げが行われ、骨接合材料分野においては暖冬の影響による症例数の減少や、「OM Femoral Nail システムⅢ（製品名：ASULOCK）」の在庫不足が解消されなかったこと、更に、第4四半期末には新型コロナウイルス感染症（以下“COVID-19”）による影響を受けはじめましたが、人工関節分野及び脊椎固定器具分野の売上が順調に推移したことから、前連結会計年度比7.5%増の10,921百万円と伸張しました。米国においては3月中旬よりCOVID-19による多くの症例延期・中止などの大きな影響を受けたものの、累計では人工関節分野の売上が堅調に推移し、外部顧客への売上高はUSDドルでは前連結会計年度比10.6%増、円換算後は前連結会計年度比9.1%増の7,161百万円と伸張しました。

人工関節分野は、日本国内において人工膝関節製品「BKS TriMaxPS」及び2019年9月から順次販売を開始した人工股関節新製品「Entrada ヒップシステム」の売上が順調に推移し、米国においては、3月中旬よりCOVID-19による多くの症例延期・中止などの大きな影響を受けたものの、人工膝関節新製品「BKS Revision Tibial Cones」、「BKS Revision Sleeves」の売上が順調に推移したことから、日本国内及び米国の売上高合計は前連結会計年度比7.3%増（日本国内4.5%増、米国9.2%増）の11,643百万円と伸張しました。

骨接合材料分野は、「ASULOCK」の売上が製造元の製造能力不足による在庫不足が解消されず、拡大する需要に応えられなかったものの、日本国内の売上高は前連結会計年度比4.5%増の3,760百万円と伸張しました。

脊椎固定器具分野は、日本国内において「KMC Kyphoplasty システム」の売上が順調に推移し、日本国内及び米国の売上高合計が前連結会計年度比16.1%増（日本国内16.7%増、米国13.6%減）の2,246百万円と伸張しました。

売上原価は、日本国内における償還価格の段階的引き下げや、自社製品売上高比率の低下など売上原価率悪化の要因がありましたが、米国子会社の自社製造能力拡大や海外調達の強化等による製造原価低減効果により、売上原価率は29.2%（前連結会計年度は29.4%）に低下しました。

販売費及び一般管理費合計は、支払手数料、減価償却費の増加等により、前連結会計年度比6.1%増の10,159百万円となりましたが、売上高販管費率は56.2%（前連結会計年度は57.2%）に低下しました。

営業利益は、売上高の増加、売上高販管費率の低下により、2,644百万円（前連結会計年度比18.3%増）となりました。

経常利益は、受取手数料11百万円、為替差益10百万円など営業外収益を32百万円計上し、支払利息80百万円など営業外費用を95百万円計上した結果、2,581百万円（前連結会計年度比16.9%増）となりました。

特別損益は、第2四半期に米国販売先での預託在庫の損害に対する受取補償金103百万円を特別利益に、米国子会社での訴訟和解金33百万円を特別損失に計上しました。また、通期で医療工具などの固定資産除却損35百万円を特別損失に計上しました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,164百万円（前連結会計年度比9.1%増）となりました。

セグメント別売上概況は次のとおりであります。

セグメントの名称及び品目		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年度比
		金額 (千円)	(%)
医療 機 器 類	日本	10,921,958	107.5
	人工関節	4,516,513	104.5
	骨接合材料	3,760,477	104.5
	脊椎固定器具	2,211,595	116.7
	人工骨	249,993	116.0
	その他	183,378	142.8
	米国	7,161,229	109.1
	人工関節	7,126,682	109.2
	脊椎固定器具	34,546	86.4
連結売上高		18,083,187	108.1

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。また、上記金額に、消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,812百万円で、その主なものは医療工具類の取得1,473百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期 (2017年3月期)	第 46 期 (2018年3月期)	第 47 期 (2019年3月期)	第 48 期 (2020年3月期) 当連結会計年度
売 上 高 (百万円)	13,629	14,807	16,728	18,083
経 常 利 益 (百万円)	1,747	1,964	2,208	2,581
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,130	1,425	1,984	2,164
1株当たり当期純利益 (円)	42.78	53.99	75.17	82.02
総 資 産 (百万円)	21,537	20,870	23,492	24,917
純 資 産 (百万円)	12,288	13,263	15,233	16,993

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期 (2017年3月期)	第 46 期 (2018年3月期)	第 47 期 (2019年3月期)	第 48 期 (2020年3月期) 当事業年度
売 上 高 (百万円)	9,063	9,545	10,162	10,923
経 常 利 益 (百万円)	1,129	1,055	1,189	1,275
当 期 純 利 益 (百万円)	730	711	979	969
1株当たり当期純利益 (円)	27.65	26.95	37.10	36.74
総 資 産 (百万円)	15,977	15,884	18,007	18,634
純 資 産 (百万円)	11,946	12,462	13,247	13,942

(5) 対処すべき課題

国内における医療機器業界を取り巻く環境は、国民医療費が過去10年間に於いて年平均約2.4%のペースで増加し、2020年度の診療報酬改定においても償還価格が一定程度のマイナス改定になるなど、厳しい市場環境が継続するものと想定しております。また2025年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、2040年頃にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となって高齢者人口がピークを迎えるとともに生産年齢人口が急激に減少していくなど少子高齢化社会が到来し、社会保障関係費の増加が避けられない状況にあります。国が国民皆保険を維持し、国民が安全・安心で質の高い医療を受けられることがますます重要になるなかで、当社に求められる役割も変化していくものと考えております。

米国は世界最大の人工関節市場であり、また、人工関節置換術を必要とする65歳以上の高齢者人口は、ベビーブーマー世代最後の人口が65歳を迎える2030年に7千万人規模になります。また、肥満による変形性関節疾患の患者数も継続的に増加する見込みであることから、人工関節市場は成長が見込まれ、当社のビジネスも継続的に拡大することが可能と考えております。

なお、現状、対処すべき最大の課題は、新型コロナウイルス感染症（以下“COVID-19”）問題への対応であります。米国においては、2020年3月以降COVID-19患者数が急激に増えるなか、COVID-19患者用の病床を確保するために、緊急性の低い手術治療を遅らせる施策がとられ、既に多くの人工関節置換術が延期され手術件数は急減しております。また日本においてもCOVID-19の感染者数の急激な増加により、日本整形外科学会は、一般的な感染対策、手術が制限される状況になった時の整形外科手術のトリアージ（患者の重症度に基づいた、治療の優先度の決定と選別）を行う際の注意点として、早期治療を必要とする手術（脊髄・神経麻痺、外傷、開放骨折、悪性腫瘍など）、手術の延期を検討するもの（人工関節置換術、待機できる脊椎手術など）、手術を延期すべきもの（生命を脅かすことがない関節鏡手術など）との指針を出しており、今後、一定期間、当社の製品が治療に使われる手術の延期等による手術件数の減少が見込まれます。

このように、日米ともに、慢性疾患である人工関節置換や脊椎固定の手術件数は一時的に減る見通しですが、治療を必要としている患者数が減ることはないと思われることから、COVID-19がピークアウトし、人工関節置換や脊椎固定による治療が再開できれば、日米ともに手術件数が急回復するものと考えております。

なお、現時点において、COVID-19の当社グループビジネスへの影響については、感染入院患者数の推移やピークアウトのタイミングなど様々な不確定要因があることから、人工関節置換術及び脊椎固定術の実施が回復するタイミングを正確に見通すことは困難ですが、次期の連結業績予想を策定する際には、日米ともに、次期の第2四半期末まではCOVID-19による人工関節置換術及び脊椎固定術の延期等により手術件数が著しく減少することを想定しています。

さて、当社は、2019年3月期（第47期）から2021年3月期（第49期）の3か年を実施期間とする中期経営計画「MODE2020」を策定しております。「MODE2020」は、中期経営方針として「オーガニック成長領域における収益力の強化と、戦略成長領域における基盤を確立するとともに、戦略実行体制の強化を図り、中長期的に利益の伴った持続的成長を実現する」を掲げ、その実現に向けた重点施策である「製品開発力・製造力の強化」、「海外ビジネスの拡大」、「日本市場における注力販売製品分野のシェア拡大」、「更なる効率化とSCM強化」を実行しております。

一方、日本国内で実施された償還価格引下げの影響や、「MODE2020」の連結業績予想の前提としている対ドル為替レート（1ドル106円）から1ドル108円レベル（2020年3月末時点）へと円安水準になったことによる収益性低下の影響を極小化するために、売上原価（製造原価）の更なる低減に向け、欧州を中心としたコスト競争力のあるベンダーからの調達拡大や、米国子会社の自社製造能力拡大などによる売上原価低減を進め収益性の維持・改善に努めております。

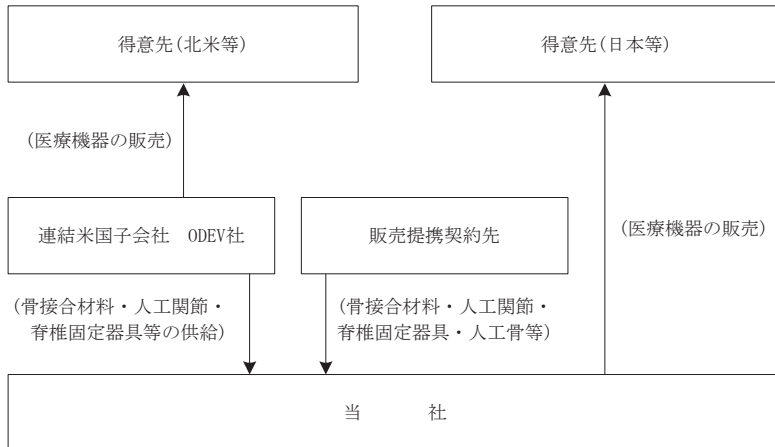
(6) 主要な事業内容

当企業集団は、当社及び海外子会社2社等で構成され、整形外科分野を中心とした医療機器類の輸入、開発、製造、販売を主な事業活動内容としております。

当企業集団の売上は、整形外科分野の医療機器類の取り扱いが大半を占めております。具体的には、当社が、米国子会社Ortho Development Corporation（以下「ODEV社」）及び販売提携契約等に基づき国内外メーカーから、骨接合材料、人工関節、脊椎固定器具、人工骨等製商品を仕入れ、日本国内において販売を行っております。

また、米国子会社ODEV社は、骨接合材料、人工関節や脊椎固定器具等の開発製造を行い、当社に対して製品供給を行う一方、独自に米国市場を中心として人工関節、脊椎固定器具等の販売を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



(7) 主要な営業所及び工場等 (2020年3月31日現在)

		名 称	所 在 地
国内	本社	本社	東京都新宿区
	営業所	札幌営業所	北海道札幌市
		仙台営業所	宮城県仙台市
		北関東営業所	埼玉県さいたま市
		埼玉営業所	
		東京第一営業所	東京都新宿区
		東京第二営業所	
		東京第三営業所	
		横浜営業所	
		中部営業所	愛知県名古屋市
		京都営業所	大阪府吹田市
		大阪営業所	
		神戸営業所	
		中国第一営業所	岡山県岡山市
		中国第二営業所	広島県広島市
		四国営業所	香川県高松市
		福岡営業所	福岡県福岡市
		南九州営業所	
	商品センター	東京商品センター	東京都大田区
海外	子会社	Ortho Development Corporation	米国ユタ州
		Ortho Development Pty Ltd.	豪州

(8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

人 数	前 年 比 増 減
442名	38名増

② 当社の使用人の状況

区 分	人 数	前 年 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	198名	14名増	38.1歳	11.7年
女 性	60名	2名減	38.4歳	10.8年
合計又は平均	258名	12名増	38.2歳	11.5年

(9) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,951百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	810百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	761百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	150百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	149百万円

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の出資状況 (議決権比率)	主 要 な 事 業 内 容
Ortho Development Corporation	23,491千米ドル	98.3%	医療機器の開発製造販売

2. 当社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 37,728,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 26,475,880株 |
| | (自己株式15,018株を含む) |
| (3) 株主数 | 5,812名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本特殊陶業株式会社	7,942,764 株	30.01 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,348,227	12.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,866,700	7.05
渡邊 崇史	1,444,800	5.46
渡辺 康夫	1,012,064	3.82
島崎 一宏	893,302	3.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	618,000	2.33
日下部 博	390,529	1.47
渡邊 藍子	282,644	1.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	235,300	0.88

(注) 持株比率は、自己株式（15,018株）を控除して計算しております。なお、自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式76,827株を含めておりません。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 川 正 男		子会社 Ortho Development Corporation 取締役 Ortho Development Pty Ltd. 取締役
取 締 役	瀬 下 克 彦	営 業 本 部 長	
取 締 役	近 藤 浩 一	マ ー ケ テ ィ ン グ 本 部 長	子会社 Ortho Development Corporation 取締役
取 締 役	弘 中 俊 行	経 営 企 画 担 当	子会社 Ortho Development Corporation 取締役 Ortho Development Pty Ltd. 取締役
取 締 役	高 柳 好 之		日本特殊陶業株式会社 上席 執行役員
取 締 役	中 垣 紳 司	薬 事 ・ 開 発 本 部 長	子会社 Ortho Development Corporation 取締役
取 締 役	澤 木 直 人	管 理 本 部 長 兼 S C M 本 部 長	
社 外 取 締 役	石 川 浩 司		大原法律事務所所属弁護士 大和ハウスリート投資法人 監督役員
社 外 取 締 役	佐 分 紀 夫		レイズネクス株式会社 社 外取締役
常 勤 監 査 役	沼 田 逸 郎		
社 外 監 査 役	山 田 美 代 子		山田公認会計士事務所 所長 有限会社シーズンズパートナ ーズ代表取締役 税理士法人四季会計代表社員
社 外 監 査 役	半 澤 彰 一		

- (注) 1. 当社は、社外取締役石川浩司氏、佐分紀夫氏、社外監査役山田美代子氏、半澤彰一氏の4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 社外監査役山田美代子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

取締役奥山雅彦氏は、2019年6月21日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

監査役大石洋司氏は、2019年6月21日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

また、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第39条の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

① 取締役

- ・取締役会は、経営陣の報酬等につき、透明性・客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会にて内容を検討した上、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定いたします。
- ・取締役の報酬等は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と中長期の企業価値の持続的な向上に対する動機付けに配慮した体系とします。なお、取締役会は、同方針に基づき、短期及び中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定します。
- ・取締役の報酬等は、月額基本報酬と賞与に加え、業績連動型株式報酬制度を採用し、職責や成果を反映した報酬体系としています。
- ・独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する職責が反映されたものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まないものとしします。

② 監査役

- ・監査役会は、監査役の報酬等につき、監査業務の分担の状況を考慮し、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬等の額を決定いたします。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取 締 役		監 査 役		計	
人員 (うち社外)	金額 (うち社外)	人員 (うち社外)	金額 (うち社外)	人員	金額
10 (2)名	189 (15)百万円	4 (3)名	22 (8)百万円	14名	212百万円

(注) 上記の報酬等の額には、当事業年度にかかる役員賞与引当金繰入額51,102千円、及び2016年6月23日開催の第44回定時株主総会におきまして決議いただきました算定方法による業績連動型株式報酬（取締役4名に対して14,506千円）が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外監査役山田美代子氏は、有限会社シーズズパートナーズの代表取締役及び税理士法人四季会計の代表社員を兼務しております。なお、当社は、有限会社シーズズパートナーズ及び税理士法人四季会計との間に特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役石川浩司氏は、大和ハウスリート投資法人の監督役員を兼務しております。なお、当社は、大和ハウスリート投資法人との間に特別の関係はありません。
 - ・社外取締役佐分紀夫氏は、レイズネクスト株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は、レイズネクスト株式会社との間に特別の関係はありません。

③ 当事業年度における社外役員の主な活動状況

	出席状況 (出席率)	発言の状況
石 川 浩 司	取締役会14回開催のうち14回 (100%)	弁護士としての豊富な知識と経験から発言を行っています。
佐 分 紀 夫	取締役会14回開催のうち14回 (100%)	公認会計士として培われた専門的な知識、さらに企業経営経験から発言を行っています。
山 田 美代子	取締役会14回開催のうち14回 (100%)	公認会計士としての豊富な知識と経験から発言を行っています。
	監査役会14回開催のうち14回 (100%)	
半 澤 彰 一	取締役会11回開催のうち11回 (100%)	管理部門や海外経験で培ったガバナンスに対する豊富な知識と経験から発言を行っています。
	監査役会10回開催のうち10回 (100%)	

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の額	24百万円

(注) 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1号各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 子会社の会計監査人の状況

米国子会社Ortho Development Corporationは、Crowe LLPの監査を受けております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決定または決議の内容の概要

- (1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い法令等違反行為を未然に防止する。
 - ② 業務執行に関し、必要に応じ弁護士その他専門家に適法性の確認をとることができる体制を整える。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に従い、文書または電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - ② 当社の取締役及び監査役は、文書管理規程等に従いこれら文書を常時閲覧できるものとする。
 - ③ 当社の文書管理規程等を変更する場合は、監査役会の承認を得るものとする。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社のリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、リスクに対し適切な予防と対策を行う。
 - ② 当社の重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限に止める体制を整える。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社の取締役会は3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を定め、グループ会社全体として達成すべき目標を明確にする。
 - ② 当社の取締役会の下部組織として当社の経営会議等を積極的に活用し、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
 - ③ 当社の組織規程、業務分掌規程に従い、担当部門、職務権限等を明確化する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い、及び内部監査を担当する当社の内部監査室により、法令等違反行為の未然防止を図る。
 - ② 当社の内部通報制度により、社内または社外の窓口にご相談できる体制とする。
- (6) 子会社の取締役の職務の執行に係わる事項の当社への報告に対する体制
当社及び子会社の取締役が出席する子会社役員会を月1回開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し適宜報告を義務付ける。
- (7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点目標を定める。
- (9) 子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役及び使用人に対し、年1回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (10) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社との間で一定のルールを定め、子会社の重要事項の決定については親会社の承認を得るものとする。
 - ② 子会社との取引についても、第三者との取引と同等の基準で審査し、適正を確保する。
- (11) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役は、監査役がその職務を補助するための使用人を求めた場合は、これに応じ使用人を任命する。
- (12) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮・命令に従わなければならない。当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を必要とする。
- (13) 監査役職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (14) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ① 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
 - ② 内部通報制度を担当するコンプライアンス委員会は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- (15) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- (16) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
監査役がその職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から費用の前払い等の請求または償還等の請求があった場合には、当該請求が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (17) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
 - ② 常勤監査役は、コンプライアンス委員会に委員として出席する。
- (18) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性の確保のため、内部統制システムを構築しており、その仕組みが適正に機能していることを内部監査室が定期的に評価し社長に報告をする。また、内部監査室が、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう監査することで、内部統制が有効に機能する体制としている。
- (19) 当社の反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした態度で対応する事を「役職員行動規範」に定めている。また、反社会勢力の対応統括部署を人事総務部と定めており、警察と連携し、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制としている。

6. 事業の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する為の体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) リスク管理に対する取り組み
リスク管理規程に基づき、当社グループのリスクを抽出・評価のうえ、2016年4月にリスク管理委員会を開催し、リスク毎の対応策を検討しました。以後、半期毎にモニタリングを実施することでリスク管理を強化しました。
- (2) 職務執行の効率性の確保のための取り組み
当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するため、当社グループの取締役及び幹部社員をメンバーとする担当分野別重点施策進捗管理のための会議を月一回開催し、各取締役の担当部門の重点施策について月次進捗レビューを行いました。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

当社グループの役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信することでコンプライアンスの意識向上に取り組みました。また、コンプライアンス（法令順守）に関する事例を記載したコンプライアンス・ガイドブックを配布し、コンプライアンス説明会を実施しました。

(4) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役や役職者へのヒアリングを行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	[15,834,894]	流 動 負 債	[3,716,047]
現金及び預金	2,512,870	支払手形及び買掛金	808,073
受取手形及び売掛金	4,428,726	短期借入金	1,692,070
商品及び製品	7,347,313	リース債務	32,139
仕掛品	233,781	未払法人税等	177,163
原材料及び貯蔵品	1,123,342	未払費用	397,820
その他	201,245	未払金	275,152
貸倒引当金	△12,385	割賦未払金	3,097
固 定 資 産	[9,082,318]	賞与引当金	175,332
有形固定資産	(7,526,815)	役員賞与引当金	51,102
建物及び構築物	726,408	その他	104,095
機械装置及び運搬具	308,885	固 定 負 債	[4,207,855]
工具、器具及び備品	4,473,387	長期借入金	2,337,232
土地	1,988,235	リース債務	70,621
その他	29,898	退職給付に係る負債	1,140,540
無形固定資産	(282,196)	役員株式給付引当金	56,840
投資その他の資産	(1,273,306)	資産除去債務	28,436
繰延税金資産	1,223,318	長期預り金	7,000
その他	49,999	繰延税金負債	567,184
貸倒引当金	△12	負 債 合 計	7,923,903
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	[16,783,237]
		資 本 金	(3,001,929)
		資 本 剰 余 金	(2,587,029)
		利 益 剰 余 金	(11,305,538)
		自 己 株 式	(△111,259)
		その他の包括利益累計額	[145,062]
		繰延ヘッジ損益	(21,542)
		為替換算調整勘定	(325,813)
		退職給付に係る調整累計額	(△202,293)
		非支配株主持分	[65,010]
		純 資 産 合 計	16,993,309
資 産 合 計	24,917,213	負債及び純資産合計	24,917,213

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 千円)

項 目	金	額
売上高		18,083,187
売上原価		5,278,817
売上総利益		12,804,370
販売費及び一般管理費		10,159,830
営業利益		2,644,539
営業外収益		
受取利息	161	
受取手数料	11,376	
為替差益	10,278	
その他	10,539	32,354
営業外費用		
支払利息	80,577	
シンジケートローン手数料	6,187	
その他	8,355	95,120
経常利益		2,581,774
特別利益		
受取補償金	103,127	103,127
特別損失		
固定資産除却損	35,419	
訴訟和解金	33,706	69,125
税金等調整前当期純利益		2,615,775
法人税、住民税及び事業税	381,386	
法人税等調整額	46,922	428,308
当期純利益		2,187,467
非支配株主に帰属する当期純利益		22,521
親会社株主に帰属する当期純利益		2,164,945

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	3,001,929	2,587,029	9,378,741	△76,268	14,891,431
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△238,148		△238,148
親会社株主に帰属する当期純利益			2,164,945		2,164,945
自己株式の取得				△34,991	△34,991
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,926,797	△34,991	1,891,805
2020年3月31日残高	3,001,929	2,587,029	11,305,538	△111,259	16,783,237

(単位 千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年4月1日残高	23,141	458,457	△184,229	297,369	44,742	15,233,543
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△238,148
親会社株主に帰属する当期純利益						2,164,945
自己株式の取得						△34,991
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,599	△132,643	△18,064	△152,307	20,267	△132,039
連結会計年度中の変動額合計	△1,599	△132,643	△18,064	△152,307	20,267	1,759,766
2020年3月31日残高	21,542	325,813	△202,293	145,062	65,010	16,993,309

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数：3社……………Ortho Development Corporation
他2社
3. 持分法の適用に関する事項
非連結子会社及び関連会社はないため、記載すべき事項はありません。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社Ortho Development Corporationの決算日は連結決算日と一致しております。
5. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・その他有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
 - ② デリバティブ取引：時価法
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - ・商品及び製品：総平均法
 - ・原材料及び貯蔵品：総平均法
 - ・仕掛品：総平均法
但し、在外子会社の製品、原材料、仕掛品については先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① リース資産以外

の有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物：6～65年

機械装置及び運搬具：4～17年

工具器具及び備品：2～15年

② リース資産以外

の無形固定資産：定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における要給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引
金利スワップ取引
 - ・ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引
借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から当連結会計年度末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは5年間で均等償却しております。

- (8) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. コミットメントライン契約

当社及び連結子会社では、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし金融機関と短期コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における短期コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000,000千円
借入実行高	一千円
差引	2,000,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,438,883千円

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 26,475,880株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	238,148	9.00	2019年 3月31日	2019年 6月24日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	264,608	10.00	2020年 3月31日	2020年 6月22日

3. 当連結会計年度末における新株予約権（行使期間未到来のものを除く。）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期の預金で運用し、資金調達については銀行借入等によっています。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外貨建て金銭債権債務に係る為替変動リスクを回避するための利用に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従いリスク低減を図っております。

金利の変動リスクに関しては、金利の相場を定期的に把握しております。長期借入金については金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、固定金利以外のものについては個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

なお、デリバティブ取引は、取引権限や取引範囲等を定めた社内規程に基づき管理等を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2) 参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,512,870	2,512,870	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,428,726	4,428,726	—
資産計	6,941,596	6,941,596	—
(1) 支払手形及び買掛金	808,073	808,073	—
(2) 短期借入金	957,704	957,704	—
(3) 長期借入金 (1年内返済分を含む)	3,071,598	3,071,581	△16
(4) 割賦未払金	3,097	3,038	△59
(5) リース債務	102,760	102,764	4
負債計	4,943,234	4,943,163	△71
デリバティブ取引(※)	—	—	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額を表示しており、合計で正味の債務となる場合は、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 長期借入金(1年内返済分を含む)、(4) 割賦未払金及び(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、割賦・リース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されている取引

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,311,259	—	31,049

※時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
該当事項はありません。

(注3)金銭債権等の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,512,870	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,428,726	—	—	—
合計	6,941,596	—	—	—

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金 (1年内返済分を含む)	734,366	2,113,212	224,020	—

V 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 641円61銭

2. 1株当たり当期純利益 82円02銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は66,242株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は76,827株であります。

VI 重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社日本エム・ディ・エム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井達哉 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石上卓哉 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エム・ディ・エム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社日本エム・ディ・エム 監査役会
常勤監査役 沼田逸郎 ㊟
社外監査役 山田美代子 ㊟
社外監査役 半澤彰一 ㊟

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	[10,105,489]	流 動 負 債	[1,952,807]
現金及び預金	2,110,912	買掛金	519,668
受取手形	878,515	短期借入金	582,004
電子記録債権	1,228,816	リース債務	32,139
売掛金	1,644,396	未払金	282,305
商品及び製品	4,050,797	割賦未払金	3,097
仕掛品	22,368	未払費用	76,486
原材料及び貯蔵品	42,879	未払法人税等	126,575
前払費用	82,332	未払消費税等	90,114
短期貸付金	926	賞与引当金	175,332
未収入金	15,460	役員賞与引当金	51,102
その他の金	40,515	預り金	13,980
貸倒引当金	△12,431	固 定 負 債	[2,739,649]
固 定 資 産	[8,529,034]	長期借入金	1,727,784
有形固定資産	(4,878,782)	リース債務	70,621
建物	393,917	退職給付引当金	848,967
構築物	484	役員株式給付引当金	56,840
機械及び装置	216	長期預り金	7,000
車両運搬具	1,018	資産除去債務	28,436
工具、器具及び備品	2,522,226	負 債 合 計	4,692,457
土地	1,960,919	純 資 産 の 部	
無形固定資産	(210,384)	株 主 資 本	[13,920,525]
ソフトウェア	201,213	資本金	(3,001,929)
電話加入権	9,170	資本剰余金	(2,587,029)
投資その他の資産	(3,439,868)	資本準備金	2,587,029
関係会社株式	2,643,682	利 益 剰 余 金	(8,442,826)
長期貸付金	3,797	利益準備金	197,500
繰延税金資産	746,197	その他利益剰余金	8,245,326
差入保証金	40,926	別途積立金	4,913,000
その他の金	5,275	繰越利益剰余金	3,332,326
貸倒引当金	△12	自 己 株 式	(△111,259)
		評価・換算差額等	[21,542]
		繰延ヘッジ損益	21,542
資 産 合 計	18,634,524	純 資 産 合 計	13,942,067
		負債及び純資産合計	18,634,524

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 千円)

項 目	金	額
売 上 高		10,923,715
売 上 原 価		4,404,107
売 上 総 利 益		6,519,608
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,343,199
営 業 利 益		1,176,408
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	161	
為 替 差 益	4,509	
業 務 受 託 料	100,000	
受 取 手 数 料	11,376	
そ の 他	5,188	121,235
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,812	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	6,187	
そ の 他	4,497	22,497
経 常 利 益		1,275,146
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	33,367	33,367
税 引 前 当 期 純 利 益		1,241,778
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	192,759	
法 人 税 等 調 整 額	79,392	272,151
当 期 純 利 益		969,626

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株	株主資本 合 計
		剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
2019年4月1日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	4,913,000	2,600,847	△76,268	13,224,038
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					△238,148		△238,148
当 期 純 利 益					969,626		969,626
自己株式の取得						△34,991	△34,991
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	731,478	△34,991	696,486
2020年3月31日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	4,913,000	3,332,326	△111,259	13,920,525

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	23,141	23,141	13,247,179
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△238,148
当 期 純 利 益			969,626
自己株式の取得			△34,991
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,599	△1,599	△1,599
事業年度中の変動額合計	△1,599	△1,599	694,887
2020年3月31日残高	21,542	21,542	13,942,067

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
3. デリバティブ取引：時価法
4. たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (1) 商品：総平均法
 - (2) 製品：総平均法
 - (3) 原材料：総平均法
 - (4) 仕掛品：総平均法
5. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) リース資産以外の有形固定資産：定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物：6～65年
車両運搬具：4～6年
工具器具及び備品：2～15年
 - (2) リース資産以外の無形固定資産：定額法
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

- (3) リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における要給付見込額を計上しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引
金利スワップ取引
- ② ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引
借入金の利息

(3) ヘッジ方針

外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から期末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	13,830千円
短期金銭債務	298,101千円

2. コミットメントライン契約

当社は、機動的な資金調達と安定性の確保を旨いとして金融機関と短期コミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における短期コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000,000千円
借入実行高	—千円
差引	2,000,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

5,648,470千円

4. 保証債務

下記の連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Ortho Development Corporation	1,719,514千円 (15,800千米ドル)
-------------------------------	-----------------------------

なお、上記金額は期末日の為替相場により円換算しております。

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,757千円
仕入高	3,307,622千円
販売費及び一般管理費	33,317千円
営業取引以外の取引高	100,000千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	74,540株	17,305株	一株	91,845株

(注) 上記自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が当期首において59,627株、当期末において76,827株を含めております。また、自己株式数の増加は、役員向け株式交付信託による取得17,200株と単元未満株式の買取り105株によるものであります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	14,138千円
賞与引当金損金算入限度超過額	53,686千円
商品評価損損金不算入額	188,071千円
未払費用	73,507千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	259,953千円
繰越欠損金	590,213千円
減損損失	57,153千円
繰延ヘッジ損益	△9,507千円
その他	31,979千円
小計	1,259,197千円
評価性引当額	△513,000千円
繰延税金資産合計	746,197千円

VI リースにより使用する固定資産に関する注記

注記対象となる取引はありません。

VII 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Ortho Development Corporation	所有 直接98.3	同社製品の購入等、債務保証、業務支援、役員の兼任	売上高 (注)1	1,757	—	—
				仕入高 (注)1	3,307,622	未収入金	13,830
						買掛金	290,948
				販売費及び一般管理費 (注)1	33,317	未払金	7,152
				業務受託料 (注)2	100,000	—	—
保証債務 (注)3	1,719,514 (15,800千円)	—	—				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
 2. 業務受託料につきましては、当該サービスに係る費用を勘案し、決定しております。
 3. 当社は連結子会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。
 なお、保証料の受取はありません。また、ドル建金額は期末日の為替相場により円換算しております。
 4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 528円43銭

2. 1株当たり当期純利益 36円74銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は66,242株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は76,827株であります。

IX 重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社日本エム・ディ・エム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井達哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石上卓哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社日本エム・ディ・エム 監査役会
常勤監査役 沼田逸郎 ㊟
社外監査役 山田美代子 ㊟
社外監査役 半澤彰一 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第48期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、264,608,620円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 変更の理由
経営体制の一層の強化を図るため、取締役の員数の上限を10名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役大川正男、瀬下克彦、近藤浩一、弘中俊行、高柳好之、中垣紳司、澤木直人、石川浩司、及び佐分紀夫の9名は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、経営基盤強化のため1名増員し取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式数
1	オオカワマサオ 大川正男 (1956年9月8日生) (再任)	1982年10月 監査法人中央会計事務所入所 2001年8月 当社取締役管理本部長 2001年9月 Ortho Development Corporation取締役(現任) 2002年10月 当社取締役海外担当(米国駐在) 2003年3月 Ortho Development Corporation代表取締役社長 2003年8月 当社常務取締役海外担当 2009年8月 当社代表取締役社長(現任) 2019年5月 Ortho Development Pty Ltd. 取締役(現任)	41,130株
取締役候補者とした理由等 大川正男氏は、代表取締役として経営に携わり当社グループを牽引してメーカー機能強化と北米事業の拡大に努めてまいりました。中期経営計画を着実に進め、当社グループの業績回復は十分に評価できる状況にあります。また、取締役会においては、その指導力を発揮して重要な経営判断を決定し、他の取締役の業務執行を十分に監督しております。当社の現在進めている中期経営計画を推進し持続的な成長を達成するためには、候補者の実績や経営の指揮能力が必要と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	セシタカツヒコ 瀬下克彦 (1963年7月26日生) (再任)	1988年12月 当社入社 2001年3月 当社営業本部営業部長兼東京営業所長 2001年7月 当社営業本部第一営業部統括部長 2003年7月 当社営業本部営業戦略室長 2007年6月 当社営業本部長 2007年8月 当社取締役営業本部長(現任)	28,952株
取締役候補者とした理由等 瀬下克彦氏は、整形外科医療機器業界の営業に精通しており、長年にわたり営業部門の責任者として当社の経営に携わり業績拡大に努めてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社の営業部門を更に強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式数
3	コンドウコウイチ 近藤 浩一 (1967年4月7日生) (再任)	1989年1月 当社入社 2003年7月 当社営業本部営業戦略室横浜営業所長(部長) 2005年8月 当社マーケティング部部長 2007年8月 当社取締役事業推進本部長 2010年8月 当社取締役東日本営業部長・スパインチーム担当 2015年4月 当社取締役マーケティンググループ長 2015年5月 Ortho Development Corporation取締役(現任) 2016年6月 当社取締役マーケティング本部長(現任)	12,690株
<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>近藤浩一氏は、当社グループが属する整形外科医療機器業界の動向に精通しており、マーケティング部門の責任者として経営に携わり、当社グループの製品戦略を立案・実行し当社グループのマーケティング機能の強化に積極的に取り組んでまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社のマーケティング部門を更に強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 株式の数
4	<p style="text-align: center;">ヒロナカトシユキ 弘 中 俊 行 (1962年11月17日生) (再 任)</p>	<p>1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2001年8月 デル株式会社ビジネスセールス 本部本部長 2003年8月 同社エンタープライズ営業本部 本部長 2006年12月 レノボ・ジャパン株式会社常務 執行役員 2009年8月 当社取締役社長付営業担当 2010年8月 当社取締役営業本部・ODEV担当 Ortho Development Corporation取締役 2011年8月 当社取締役退任 Ortho Development Corporation取締役退任 2013年4月 Ortho Development Corporation取締役（現任） 2013年6月 当社取締役営業管掌兼経営企画 担当 2014年4月 当社取締役営業管掌・経営企 画・管理本部担当 2016年5月 当社取締役辞任 当社経営企画部長 2016年6月 当社取締役経営企画担当（現任） 2019年5月 Ortho Development Pty Ltd. 取 締役（現任）</p>	5,300株
<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>弘中俊行氏は、経営企画、海外事業及び管理部門の責任者として、当社グループの経営に携わり、中期経営計画の立案を主導するとともに米国子会社の事業拡大に取り組んでまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たしております。当社の経営戦略の立案・実行、経営管理を更に強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 株式の数
5	サワキナオト 澤木直人 (1963年1月16日生) (再任)	1981年4月 日本特殊陶業株式会社入社 2009年2月 同社自動車関連事業本部企画部 マネジメント開発室長 2015年4月 同社新規事業推進本部開発企画 部副参事 2016年6月 当社取締役管理本部長 2017年6月 当社取締役管理本部長兼業務部 担当 2018年4月 当社取締役管理本部長兼SCM本部 長(現任)	一株
取締役候補者とした理由等 澤木直人氏は、管理部門及びSCM(サプライチェーンマネジメント)部門の責任者として当社の経営に携わり、コンプライアンスの強化や業務改善に取り組んでまいりました。また、基幹システム、人材開発、医療機器の事業構想等、様々なプロジェクト活動に携わった経験があり、プロジェクトの推進及び管理に精通しております。当社グループの業務改革推進及び管理体制を更に強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			
6	ヒダカヤスアキ 日高康明 (1970年9月11日生) (新任)	1992年12月 当社入社 2008年6月 当社営業本部営業部長 2010年8月 当社営業本部西日本営業部長 2015年4月 当社事業推進本部マーケティング グループトラウマ製品部長 2017年4月 当社営業本部特販部長(現任)	一株
取締役候補者とした理由等 日高康明氏は、整形外科医療機器業界において、豊富な営業経験を有しており、また、医療従事者とのネットワークを活かし製品開発にも携わってきました。これらの豊富な経験と実績に加え、代表取締役の諮問機関である経営会議のメンバーとしての経験も有しております。今後、取締役として、重要事項の決定、業務執行及び他の取締役の業務執行の監督において、取締役としての役割を十分に果たせるものと判断します。当社の営業部門を更に強化するため、候補者の豊富な知識や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する 株式数
7	タカヤナギヨシユキ 高柳好之 (1965年8月23日生) (再任) (非業務執行取締役)	1988年4月 日本特殊陶業株式会社入社 2013年2月 同社情報通信関連事業本部企画本部部長 2015年1月 同社テクニカルセラミックス関連事業本部半導体事業部企画管理部部長 2016年4月 同社半導体事業部事業部長 2016年10月 NTKセラミック株式会社取締役 2018年4月 日本特殊陶業株式会社執行役員 2019年4月 同社上席執行役員メディカル事業担当(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	一株
取締役候補者とした理由等			
<p>高柳好之氏は、長年にわたり経理及び企画部門に従事し、事業戦略の立案及びその実践に高度な知見や豊富な経験を有しております。また、資本業務提携先である日本特殊陶業株式会社においてメディカル事業の責任者であり、同社との適切な協業及び関係強化に資するため、候補者の高度な知見や豊富な経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
8	テラシタカズヨシ 寺下和良 (1969年12月26日生) (新任) (非業務執行取締役)	1992年4月 日本特殊陶業株式会社入社 2017年4月 同社経営管理本部経理部部長 2019年4月 同社執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長 2020年4月 同社執行役員グローバルガバナンス本部担当兼本部長(現任)	一株
取締役候補者とした理由等			
<p>寺下和良氏は、長年にわたり経理・経営管理部門に従事し、経理・財務など管理業務に豊富な経験を有しております。また、資本業務提携先である日本特殊陶業株式会社において、内部監査・グループガバナンス部門の責任者であり、候補者の豊富な知見や経験を役立てることが当社にとって最適と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 株式の数
9	イシカワヒロシ 石川 浩 司 (1968年6月8日生) (再 任) (社外取締役)	1999年4月 大原法律事務所入所 弁護士登録 (現任) 2013年6月 当社社外取締役 (現任) 2013年12月 大和ハウスリート投資法人監督 役員 (現任)	一株
社外取締役候補者とした理由等			
石川浩司氏は、弁護士としての幅広い知識や経験を有しており、また、コーポレート・ガバナンスにも精通し、法律の専門家として当社の経営の透明性・公平性を高めるために助言等をいただくことにより、取締役会の監督機能を更に強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。			
10	サブリトシオ 佐分 紀 夫 (1949年6月2日生) (再 任) (社外取締役)	1982年10月 監査法人中央会計事務所入所 1986年3月 公認会計士登録 1993年9月 中央監査法人社員 (パートナー) 1999年1月 テンプスタッフ株式会社入社 2002年10月 株式会社イー・スタッフィング 監査役 2004年6月 テンプスタッフ株式会社取締役 サポート本部長 2005年6月 同社常務取締役 2008年10月 テンプホールディングス株式会 社常務取締役グループ経営企画 本部長 2010年5月 Kelly Services, Inc. 取締役 2014年4月 テンプホールディングス株式会 社常務取締役グループ経営企画 本部長 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2019年7月 レイズネクスト株式会社社外取 締役 (現任)	2,900株
社外取締役候補者とした理由等			
佐分紀夫氏は、公認会計士として培われた専門的な知識や経験を有しており、また、長年にわたり企業経営に携わった経験も有しており、当社の経営の透明性・公平性を高めるために助言等をいただくことにより、取締役会の監督機能を更に強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 取締役候補者全員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち石川浩司、佐分紀夫の両氏は、社外取締役候補者であります。石川浩司、佐分紀夫の両氏が社外取締役に再任され就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員を継続する予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
石川浩司、佐分紀夫の両氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 社外取締役の候補者が社外取締役に就任してからの年数について
石川浩司氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
佐分紀夫氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 取締役候補者との責任限定契約について
当社と高柳好之、石川浩司、佐分紀夫の各氏とは現に責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。また、寺下和良氏は、業務を執行しない取締役として選任する予定でありますので、選任が承認された場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。
・会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位	所有する 当社の 株式数
アユカワマサアキ 鮎川 眞 昭 (1945年7月28日生)	1969年4月 監査法人中央会計事務所入所 1971年2月 公認会計士登録 2000年5月 中央青山監査法人理事・国際本部長 2006年9月 みすず監査法人理事・国際本部長 2007年8月 みすず監査法人清算人 2009年3月 東燃ゼネラル石油株式会社(現JXTGエネルギー株式会社) 社外監査役 2014年6月 株式会社熊谷組社外監査役(現任) 2016年3月 株式会社オークネット社外取締役(現任)	一株

補欠の社外監査役候補者とした理由等

鮎川眞昭氏は、公認会計士として培われた専門的な知識や経験を有しており、また、長年にわたり多くの企業の社外監査役として豊富な経験を有しており、これらの専門的な知識・経験等を当社の監査体制の維持強化に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
 鮎川眞昭氏が社外監査役に選任され就任した場合には、独立役員となる予定であります。
 3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
 (1) 鮎川眞昭氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬は除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 (2) 社外監査役との責任限定契約について
 鮎川眞昭氏の選任が承認され就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。
 ・社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。

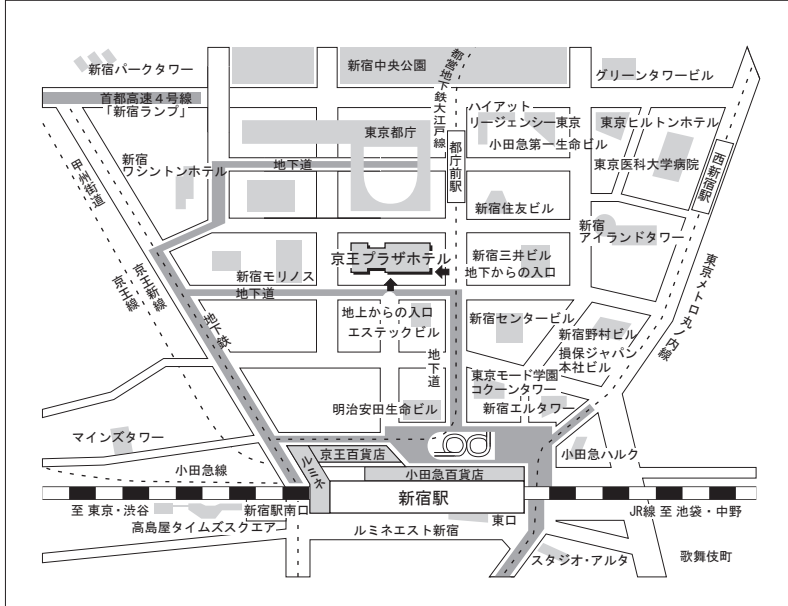
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿2丁目2番1号

京王プラザホテル 南館4階 扇

電話 (03)3344-0111(代表)



徒歩なら——●JR・私鉄・地下鉄「新宿駅(西口)」「西新宿駅」下車徒歩5分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」直結

お車なら——●首都高速4号線「新宿ランプ」が便利です。

株式会社 **日本エム・ティ・エム**

東京都新宿区市谷台町12番2号

電話番号 03-3341-6545